



県章

滋賀県公報

令和5年(2023年)
3月10日
第391号
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

- 告 示
 - 内水面における第5種共同漁業の免許を受けた者の定めた遊漁規則の変更の認可(水産課) 1
- 公 告
 - 国土調査の成果の認証公告(県民活動生活課) 2
 - 争議行為の通知公告(労働雇用政策課) 2
 - 令和4年度後期技能検定合格者公告(労働雇用政策課) 3
 - 所有者等を確認することができない農地を利用する権利の設定に関する裁定の公告(農政課) 14
 - 一般競争入札の公告(広報課、警察本部会計課) 14
- 県 税 事 務 所 公 告
 - 軽油引取税免税軽油使用者証無効公告(西部) 17
- 農 業 農 村 振 興 事 務 所 公 告
 - 土地改良区役員退任公告(湖北) 18
- 琵琶湖海区漁業調整委員会指示
 - 内水面漁場管理委員会指示
 - コイヘルペスウイルス病まん延防止のための委員会指示 18
- 内水面漁場管理委員会指示
 - ホンモロコ産卵保護のための採捕の規制に係る委員会指示 18
- 雑 報
 - 環境影響評価書の縦覧公告 19

告 示

滋賀県告示第95号

漁業法(昭和24年法律第267号)第170条第3項の規定に基づき、内水面における第5種共同漁業の免許を受けた者の定めた遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

令和5年3月10日

滋賀県知事 三日月 大造

丹生川漁業協同組合遊漁規則

- 1 漁業権者の名称および住所 丹生川漁業協同組合 長浜市余呉町上丹生2556
- 2 漁業権の免許番号 内共第14号
- 3 変更認可の内容 内共第14号第5種共同漁業権遊漁規則別表6を次のように改める。

魚種	漁具・漁法	遊漁料			年間入漁料	年間は各魚種共に共通
		解禁日	解禁日翌日より以降の指定期間	以降終期迄		
あゆ	友釣	3,500円	翌日より14日間 3,000円	2,500円	9,000円	
	引掛	3,500円	翌日より7日間 3,000円	2,500円		
	投網	3,500円	翌日より7日間 3,000円	2,500円		
うなぎ	流し針	(期間中 2,000円)				
	竹筒	(期間中 2,000円)				

	釣り	(期間中 2,000円)		
いwana	竿釣り	(期間中 2,000円)	5,500円	
あまご	竿釣り	(期間中 2,000円)		

4 施行日 令和5年3月1日

公 告

国土調査の成果の認証公告

湖南市石部北第1工区(AC調査区)における国土調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和5年3月10日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 調査を行った者の名称 湖南市
- 2 調査を行った時期 平成30年7月から平成31年2月まで
- 3 成果の名称 湖南市石部北第1工区(AC調査区)の地籍図および地籍簿
- 4 調査を行った地域 湖南市石部北第1工区(AC調査区)
- 5 認証年月日 令和5年2月28日

国土調査の成果の認証公告

愛知郡愛荘町大字竹原、大字東出の各一部における国土調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和5年3月10日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 調査を行った者の名称 愛知郡愛荘町
- 2 調査を行った時期 平成29年1月から平成30年10月まで
- 3 成果の名称 愛知郡愛荘町大字竹原、大字東出の各一部の地籍図および地籍簿
- 4 調査を行った地域 愛知郡愛荘町大字竹原、大字東出の各一部
- 5 認証年月日 令和5年2月28日

国土調査の成果の認証公告

犬上郡豊郷町大字吉田の一部における国土調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和5年3月10日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 調査を行った者の名称 犬上郡豊郷町
- 2 調査を行った時期 平成30年1月から令和2年12月まで
- 3 成果の名称 犬上郡豊郷町大字吉田の一部の地籍図および地籍簿
- 4 調査を行った地域 犬上郡豊郷町大字吉田の一部
- 5 認証年月日 令和5年2月28日

争議行為の通知公告

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定に基づき、滋賀民主医療機関労働組合執行委員長 山崎勇一から令和5年3月2日付けで2023年度春闘要求に関し争議行為を行う旨の通知があったから、次のとおり公表する。

令和5年3月10日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 事件 滋賀民主医療機関労働組合と滋賀民主医療機関連合会に加盟する診療所および施設ならびに滋賀民主医療機関連合会法人連合(滋賀勤労者保健会およびしが医療生活協同組合)との間における争議行為
- 2 日時 令和5年3月13日以降要求貫徹に至るまでの期間
- 3 場所 滋賀民主医療機関連合会に加盟する事業所の構内または職場

4 概要 あらゆる形の争議行為を実施する。

令和4年度後期技能検定合格者公告

令和4年度後期技能検定の合格者は、次のとおりである。

令和5年3月10日

滋賀県知事 三日月 大 造

特級

検定職種	受検番号	技能士番号
機械加工	A 甲 0010	22-特-006-25-0001
	A 甲 0012	22-特-006-25-0002
	A 甲 0015	22-特-006-25-0003
	B0001	22-特-006-25-0004
	B0005	22-特-006-25-0005
	B0007	22-特-006-25-0006
	B0008	22-特-006-25-0007
	C0002	22-特-006-25-0008
金型製作	A 甲 0001	22-特-114-25-0001
仕上げ	A 甲 0001	22-特-012-25-0001
機械検査	A 甲 0001	22-特-013-25-0001
	A 甲 0003	22-特-013-25-0002
	A 甲 0004	22-特-013-25-0003
	B0002	22-特-013-25-0004
	B0004	22-特-013-25-0005
内燃機関組立て	B0001	22-特-067-25-0001
空気圧装置組立て	A 甲 0001	22-特-142-25-0001
	B0002	22-特-142-25-0002
油圧装置調整	B0001	22-特-084-25-0001

1 級

検定職種	作業	受検番号	技能士番号
鋳造	非鉄金属鋳物鋳造	D0001	22-1-003-25-0004
工場板金	機械板金	A 甲 0005	22-1-123-25-0001
		C0002	22-1-123-25-0002
		C0004	22-1-123-25-0003
	数値制御タレットパンチプレス板金	C0001	22-1-123-25-0004
機械検査	機械検査	A 甲 0003	22-1-013-25-0002
		C0001	22-1-013-25-0003
		C0002	22-1-013-25-0004
		C0003	22-1-013-25-0005
		C0006	22-1-013-25-0006
		C0010	22-1-013-25-0007
電気機器組立て	シーケンス制御	A 甲 0002	22-1-016-25-0002
		C0001	22-1-016-25-0003
		C0002	22-1-016-25-0004
半導体製品製造	集積回路チップ製造	A 甲 0001	22-1-141-25-0001
プリント配線板製造	プリント配線板製造	A 甲 0004	22-1-162-25-0001
		A 甲 0005	22-1-162-25-0002
		B0001	22-1-162-25-0003

		C0001	22-1-162-25-0004
自動販売機調整	自動販売機調整	B0001	22-1-097-25-0001
		B0002	22-1-097-25-0002
		C0001	22-1-097-25-0003
時計修理	時計修理	A 甲 0001	22-1-019-25-0001
内燃機関組立て	量産形内燃機関組立て	A 甲 0001	22-1-067-25-0001
		A 甲 0003	22-1-067-25-0002
		C0002	22-1-067-25-0003
空気圧装置組立て	空気圧装置組立て	A 甲 0002	22-1-142-25-0001
		A 甲 0005	22-1-142-25-0002
		A 甲 0006	22-1-142-25-0003
		A 甲 0007	22-1-142-25-0004
		A 甲 0011	22-1-142-25-0005
		A 甲 0013	22-1-142-25-0006
		A 甲 0014	22-1-142-25-0007
		A 甲 0015	22-1-142-25-0008
		A 甲 0016	22-1-142-25-0009
		A 甲 0017	22-1-142-25-0010
		B0001	22-1-142-25-0011
		B0002	22-1-142-25-0012
		農業機械整備	農業機械整備
A 甲 0002	22-1-077-25-0002		
A 甲 0003	22-1-077-25-0003		
A 甲 0005	22-1-077-25-0004		
A 甲 0006	22-1-077-25-0005		
C0001	22-1-077-25-0006		
C0002	22-1-077-25-0007		
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工	A 甲 0002	22-1-069-25-0001
		A 甲 0003	22-1-069-25-0002
		C0001	22-1-069-25-0003
菓子製造	洋菓子製造	A 甲 0001	22-1-151-25-0001
		A 甲 0002	22-1-151-25-0002
		A 甲 0004	22-1-151-25-0003
		A 甲 0005	22-1-151-25-0004
		C0001	22-1-151-25-0005
	和菓子製造	C0001	22-1-151-25-0006
建築大工	大工工事	A 甲 0002	22-1-038-25-0001
		A 甲 0003	22-1-038-25-0002
		A 甲 0004	22-1-038-25-0003
		A 甲 0006	22-1-038-25-0004
		C0001	22-1-038-25-0005
かわらぶき	かわらぶき	A 甲 0001	22-1-039-25-0003
		A 甲 0002	22-1-039-25-0004
		A 甲 0003	22-1-039-25-0005
		A 甲 0004	22-1-039-25-0006
とび	とび	D0001	22-1-040-25-0009
配管	建築配管	A 甲 0001	22-1-046-25-0001
		A 甲 0003	22-1-046-25-0002

		A 甲 0004	22-1-046-25-0003
		A 甲 0005	22-1-046-25-0004
		B0001	22-1-046-25-0005
鉄筋施工	鉄筋組立て	B0001	22-1-047-25-0001
		C0001	22-1-047-25-0002
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事	A 甲 0002	22-1-157-25-0001
		B0001	22-1-157-25-0002
機械・プラント製図	機械製図CAD	A 甲 0013	22-1-052-25-0001
		C0002	22-1-052-25-0002
		C0010	22-1-052-25-0003
		C0011	22-1-052-25-0004
		C0015	22-1-052-25-0005
		C0023	22-1-052-25-0006
		D0001	22-1-052-25-0007
広告美術仕上げ	広告面粘着シート仕上げ	A 甲 0002	22-1-061-25-0001

2級

検定職種	作業	受検番号	技能士番号
鍛造	ハンマ型鍛造	C0002	22-2-004-25-0001
		C0003	22-2-004-25-0002
		C0004	22-2-004-25-0003
工場板金	機械板金	A 甲 0003	22-2-123-25-0001
		A 甲 0004	22-2-123-25-0002
		A 甲 0006	22-2-123-25-0003
		A 甲 0007	22-2-123-25-0004
		A 甲 0008	22-2-123-25-0005
		A 甲 0010	22-2-123-25-0006
		C0001	22-2-123-25-0007
		C0002	22-2-123-25-0008
		C0004	22-2-123-25-0009
	数値制御タレットパンチプレス板金	A 甲 0001	22-2-123-25-0010
		A 甲 0002	22-2-123-25-0011
		C0001	22-2-123-25-0012
		C0002	22-2-123-25-0013
		C0003	22-2-123-25-0014
	C0004	22-2-123-25-0015	
機械検査	機械検査	A 甲 0006	22-2-013-25-0001
		A 甲 0007	22-2-013-25-0002
		A 甲 0008	22-2-013-25-0003
		A 甲 0012	22-2-013-25-0004
		A 甲 0014	22-2-013-25-0005
		A 甲 0018	22-2-013-25-0006
		A 甲 0020	22-2-013-25-0007
		A 甲 0024	22-2-013-25-0008
		A 甲 0025	22-2-013-25-0009
		A 甲 0032	22-2-013-25-0010
		A 甲 0035	22-2-013-25-0011
		A 甲 0038	22-2-013-25-0012
	A 甲 0057	22-2-013-25-0013	

		C0002	22-2-013-25-0014
		C0005	22-2-013-25-0015
		C0006	22-2-013-25-0016
		C0009	22-2-013-25-0017
		C0017	22-2-013-25-0018
		C0028	22-2-013-25-0019
		C0029	22-2-013-25-0020
電気機器組立て	シーケンス制御	A 甲 0001	22-2-016-25-0005
		C0001	22-2-016-25-0006
		C0002	22-2-016-25-0007
		C0004	22-2-016-25-0008
		C0006	22-2-016-25-0009
		C0007	22-2-016-25-0010
半導体製品製造	集積回路チップ製造	C0001	22-2-141-25-0001
		C0002	22-2-141-25-0002
	集積回路組立て	A 甲 0001	22-2-141-25-0003
プリント配線板製造	プリント配線板製造	A 甲 0004	22-2-162-25-0001
		A 甲 0008	22-2-162-25-0002
		A 甲 0011	22-2-162-25-0003
		A 甲 0012	22-2-162-25-0004
		A 甲 0015	22-2-162-25-0005
		C0001	22-2-162-25-0006
自動販売機調整	自動販売機調整	A 甲 0001	22-2-097-25-0001
		A 甲 0003	22-2-097-25-0002
		A 甲 0004	22-2-097-25-0003
		A 甲 0007	22-2-097-25-0004
時計修理	時計修理	A 甲 0001	22-2-019-25-0001
		A 甲 0002	22-2-019-25-0002
		B0001	22-2-019-25-0003
内燃機関組立て	量産形内燃機関組立て	A 甲 0001	22-2-067-25-0001
		A 甲 0003	22-2-067-25-0002
		A 甲 0004	22-2-067-25-0003
		B0001	22-2-067-25-0004
		C0002	22-2-067-25-0005
空気圧装置組立て	空気圧装置組立て	A 甲 0001	22-2-142-25-0001
		A 甲 0002	22-2-142-25-0002
		A 甲 0003	22-2-142-25-0003
		A 甲 0005	22-2-142-25-0004
		A 甲 0007	22-2-142-25-0005
		A 甲 0009	22-2-142-25-0006
		A 甲 0012	22-2-142-25-0007
		A 甲 0013	22-2-142-25-0008
		A 甲 0016	22-2-142-25-0009
		A 甲 0020	22-2-142-25-0010
		A 甲 0021	22-2-142-25-0011
		A 甲 0022	22-2-142-25-0012
		A 甲 0023	22-2-142-25-0013
		A 甲 0024	22-2-142-25-0014

		A 甲 0025	22-2-142-25-0015	
		A 甲 0026	22-2-142-25-0016	
		A 甲 0028	22-2-142-25-0017	
		A 甲 0029	22-2-142-25-0018	
		A 甲 0030	22-2-142-25-0019	
		A 甲 0031	22-2-142-25-0020	
		A 甲 0032	22-2-142-25-0021	
		A 甲 0033	22-2-142-25-0022	
		A 甲 0036	22-2-142-25-0023	
		A 甲 0038	22-2-142-25-0024	
		A 甲 0041	22-2-142-25-0025	
		B0001	22-2-142-25-0026	
		B0002	22-2-142-25-0027	
		C0001	22-2-142-25-0028	
		C0002	22-2-142-25-0029	
		C0003	22-2-142-25-0030	
		C0004	22-2-142-25-0031	
		C0005	22-2-142-25-0032	
		C0006	22-2-142-25-0033	
油圧装置調整	油圧装置調整	A 甲 0002	22-2-084-25-0001	
		A 甲 0004	22-2-084-25-0002	
農業機械整備	農業機械整備	A 甲 0001	22-2-077-25-0001	
		A 甲 0002	22-2-077-25-0002	
		A 甲 0004	22-2-077-25-0003	
		A 甲 0005	22-2-077-25-0004	
		B0002	22-2-077-25-0005	
菓子製造	洋菓子製造	A 甲 0002	22-2-151-25-0001	
		A 甲 0003	22-2-151-25-0002	
		A 甲 0004	22-2-151-25-0003	
		A 甲 0005	22-2-151-25-0004	
		A 甲 0006	22-2-151-25-0005	
		A 甲 0007	22-2-151-25-0006	
		A 甲 0009	22-2-151-25-0007	
		A 甲 0010	22-2-151-25-0008	
		和菓子製造	A 甲 0003	22-2-151-25-0009
			C0001	22-2-151-25-0010
建築大工	大工工事	A 甲 0003	22-2-038-25-0001	
		C0001	22-2-038-25-0002	
		C0004	22-2-038-25-0003	
かわらぶき	かわらぶき	C0001	22-2-039-25-0001	
配管	建築配管	A 甲 0001	22-2-046-25-0001	
		A 甲 0003	22-2-046-25-0002	
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事	A 甲 0002	22-2-157-25-0001	
		B0001	22-2-157-25-0002	
機械・プラント製図	機械製図CAD	A 甲 0001	22-2-052-25-0001	
		A 甲 0008	22-2-052-25-0002	
		A 甲 0024	22-2-052-25-0003	
		A 甲 0027	22-2-052-25-0004	

		A 甲 0029	22-2-052-25-0005
		A 甲 0044	22-2-052-25-0006
		A 甲 0048	22-2-052-25-0007
		A 甲 0052	22-2-052-25-0008
		C0013	22-2-052-25-0009
		C0016	22-2-052-25-0010
		C0018	22-2-052-25-0011
		C0019	22-2-052-25-0012
		C0022	22-2-052-25-0013
		C0024	22-2-052-25-0014
		C0036	22-2-052-25-0015
電気製図	配電盤・制御盤製図	C0001	22-2-053-25-0001
金属材料試験	組織試験	A 甲 0001	22-2-075-25-0001
		C0001	22-2-075-25-0002
		C0005	22-2-075-25-0003
		C0007	22-2-075-25-0004
塗装	鋼橋塗装	A 甲 0001	22-2-060-25-0011

3級

検定職種	作業	受検番号	技能士番号
造園	造園工事	A 甲 0002	22-3-062-25-0011
		A 甲 0004	22-3-062-25-0012
		B0001	22-3-062-25-0013
		C0001	22-3-062-25-0014
機械加工	普通旋盤	A 甲 0001	22-3-006-25-0046
		A 甲 0002	22-3-006-25-0047
		A 甲 0003	22-3-006-25-0048
		A 甲 0004	22-3-006-25-0049
		A 甲 0005	22-3-006-25-0050
		A 甲 0006	22-3-006-25-0051
		A 甲 0007	22-3-006-25-0052
		A 甲 0008	22-3-006-25-0053
		A 甲 0009	22-3-006-25-0054
		A 甲 0011	22-3-006-25-0055
		A 甲 0012	22-3-006-25-0056
		A 甲 0013	22-3-006-25-0057
		A 甲 0014	22-3-006-25-0058
		A 甲 0016	22-3-006-25-0059
		A 甲 0017	22-3-006-25-0060
		A 甲 0018	22-3-006-25-0061
		A 甲 0019	22-3-006-25-0062
		A 甲 0020	22-3-006-25-0063
		A 甲 0021	22-3-006-25-0064
		A 甲 0022	22-3-006-25-0065
		A 甲 0023	22-3-006-25-0066
		A 甲 0024	22-3-006-25-0067
		A 甲 0025	22-3-006-25-0068
		A 甲 0026	22-3-006-25-0069
		A 甲 0027	22-3-006-25-0070

		A 甲 0029	22-3-006-25-0071
		A 甲 0030	22-3-006-25-0072
		A 甲 0031	22-3-006-25-0073
		C0001	22-3-006-25-0074
		C0002	22-3-006-25-0075
		C0003	22-3-006-25-0076
		C0005	22-3-006-25-0077
機械検査	機械検査	A 甲 0002	22-3-013-25-0013
		A 甲 0003	22-3-013-25-0014
		A 甲 0004	22-3-013-25-0015
		A 甲 0005	22-3-013-25-0016
		A 甲 0007	22-3-013-25-0017
		A 甲 0008	22-3-013-25-0018
		A 甲 0009	22-3-013-25-0019
		A 甲 0011	22-3-013-25-0020
		A 甲 0012	22-3-013-25-0021
		A 甲 0013	22-3-013-25-0022
		A 甲 0014	22-3-013-25-0023
		A 甲 0015	22-3-013-25-0024
		A 甲 0016	22-3-013-25-0025
		A 甲 0017	22-3-013-25-0026
		A 甲 0018	22-3-013-25-0027
		A 甲 0019	22-3-013-25-0028
		A 甲 0020	22-3-013-25-0029
		A 甲 0021	22-3-013-25-0030
		A 甲 0022	22-3-013-25-0031
		A 甲 0024	22-3-013-25-0032
		A 甲 0028	22-3-013-25-0033
		A 甲 0031	22-3-013-25-0034
		A 甲 0035	22-3-013-25-0035
		A 甲 0037	22-3-013-25-0036
		A 甲 0040	22-3-013-25-0037
		A 甲 0042	22-3-013-25-0038
		A 甲 0043	22-3-013-25-0039
		A 甲 0045	22-3-013-25-0040
		A 甲 0046	22-3-013-25-0041
		A 甲 0047	22-3-013-25-0042
		A 甲 0048	22-3-013-25-0043
		A 甲 0049	22-3-013-25-0044
A 甲 0050	22-3-013-25-0045		
A 甲 0051	22-3-013-25-0046		
A 甲 0052	22-3-013-25-0047		
A 甲 0053	22-3-013-25-0048		
A 甲 0054	22-3-013-25-0049		
A 甲 0055	22-3-013-25-0050		
A 甲 0056	22-3-013-25-0051		
A 甲 0058	22-3-013-25-0052		
A 甲 0059	22-3-013-25-0053		

		A 甲 0060	22-3-013-25-0054
		A 甲 0061	22-3-013-25-0055
		A 甲 0062	22-3-013-25-0056
		A 甲 0064	22-3-013-25-0057
		A 甲 0065	22-3-013-25-0058
		A 甲 0066	22-3-013-25-0059
		A 甲 0067	22-3-013-25-0060
		A 甲 0068	22-3-013-25-0061
		A 甲 0069	22-3-013-25-0062
		A 甲 0071	22-3-013-25-0063
		A 甲 0075	22-3-013-25-0064
		A 甲 0077	22-3-013-25-0065
		A 甲 0080	22-3-013-25-0066
		A 甲 0083	22-3-013-25-0067
		A 甲 0084	22-3-013-25-0068
		A 甲 0086	22-3-013-25-0069
		A 甲 0089	22-3-013-25-0070
		A 甲 0090	22-3-013-25-0071
		A 甲 0091	22-3-013-25-0072
		A 甲 0094	22-3-013-25-0073
		A 甲 0096	22-3-013-25-0074
		A 甲 0097	22-3-013-25-0075
		A 甲 0098	22-3-013-25-0076
		A 甲 0101	22-3-013-25-0077
		A 甲 0103	22-3-013-25-0078
		A 甲 0106	22-3-013-25-0079
		A 甲 0107	22-3-013-25-0080
		A 甲 0111	22-3-013-25-0081
		A 甲 0112	22-3-013-25-0082
		A 甲 0113	22-3-013-25-0083
		A 甲 0114	22-3-013-25-0084
		A 甲 0115	22-3-013-25-0085
		A 甲 0116	22-3-013-25-0086
		A 甲 0118	22-3-013-25-0087
		A 甲 0119	22-3-013-25-0088
		B0001	22-3-013-25-0089
		B0002	22-3-013-25-0090
		B0003	22-3-013-25-0091
		C0001	22-3-013-25-0092
		C0002	22-3-013-25-0093
		C0004	22-3-013-25-0094
		C0005	22-3-013-25-0095
		C0008	22-3-013-25-0096
電子機器組立て	電子機器組立て	A 甲 0001	22-3-015-25-0008
		A 甲 0002	22-3-015-25-0009
		A 甲 0003	22-3-015-25-0010
		A 甲 0004	22-3-015-25-0011
		A 甲 0005	22-3-015-25-0012

		A 甲 0007	22-3-015-25-0013		
		A 甲 0008	22-3-015-25-0014		
		A 甲 0009	22-3-015-25-0015		
		A 甲 0011	22-3-015-25-0016		
		A 甲 0012	22-3-015-25-0017		
		A 甲 0013	22-3-015-25-0018		
		A 甲 0014	22-3-015-25-0019		
		C0001	22-3-015-25-0020		
電気機器組立て	配電盤・制御盤組立て	A 甲 0001	22-3-016-25-0001		
		A 甲 0002	22-3-016-25-0002		
		A 甲 0003	22-3-016-25-0003		
		A 甲 0004	22-3-016-25-0004		
		A 甲 0005	22-3-016-25-0005		
		A 甲 0006	22-3-016-25-0006		
		A 甲 0009	22-3-016-25-0007		
		A 甲 0010	22-3-016-25-0008		
		A 甲 0012	22-3-016-25-0009		
		B0001	22-3-016-25-0010		
		B0002	22-3-016-25-0011		
		B0003	22-3-016-25-0012		
		C0001	22-3-016-25-0013		
		C0002	22-3-016-25-0014		
		C0003	22-3-016-25-0015		
		C0004	22-3-016-25-0016		
		C0006	22-3-016-25-0017		
			シーケンス制御	A 甲 0001	22-3-016-25-0018
				A 甲 0002	22-3-016-25-0019
		A 甲 0003		22-3-016-25-0020	
		A 甲 0004		22-3-016-25-0021	
		A 甲 0005		22-3-016-25-0022	
		A 甲 0007		22-3-016-25-0023	
	A 甲 0009	22-3-016-25-0024			
	A 甲 0010	22-3-016-25-0025			
	A 甲 0012	22-3-016-25-0026			
	A 甲 0013	22-3-016-25-0027			
	A 甲 0014	22-3-016-25-0028			
	A 甲 0015	22-3-016-25-0029			
	A 甲 0016	22-3-016-25-0030			
	A 甲 0017	22-3-016-25-0031			
	A 甲 0021	22-3-016-25-0032			
	A 甲 0027	22-3-016-25-0033			
	A 甲 0028	22-3-016-25-0034			
	C0001	22-3-016-25-0035			
	C0002	22-3-016-25-0036			
	C0003	22-3-016-25-0037			
時計修理	時計修理	A 甲 0001	22-3-019-25-0001		
		A 甲 0003	22-3-019-25-0002		
		A 甲 0004	22-3-019-25-0003		

		A 甲 0005	22-3-019-25-0004		
		A 甲 0006	22-3-019-25-0005		
		A 甲 0007	22-3-019-25-0006		
		A 甲 0008	22-3-019-25-0007		
		A 甲 0009	22-3-019-25-0008		
		A 甲 0010	22-3-019-25-0009		
		A 甲 0011	22-3-019-25-0010		
		A 甲 0012	22-3-019-25-0011		
		A 甲 0013	22-3-019-25-0012		
内燃機関組立て	量産形内燃機関組立て	A 甲 0001	22-3-067-25-0001		
		A 甲 0003	22-3-067-25-0002		
		A 甲 0004	22-3-067-25-0003		
		A 甲 0005	22-3-067-25-0004		
		A 甲 0006	22-3-067-25-0005		
		A 甲 0007	22-3-067-25-0006		
		A 甲 0008	22-3-067-25-0007		
		A 甲 0009	22-3-067-25-0008		
		A 甲 0010	22-3-067-25-0009		
		A 甲 0012	22-3-067-25-0010		
		A 甲 0013	22-3-067-25-0011		
		A 甲 0014	22-3-067-25-0012		
		A 甲 0015	22-3-067-25-0013		
		A 甲 0016	22-3-067-25-0014		
		A 甲 0017	22-3-067-25-0015		
		A 甲 0018	22-3-067-25-0016		
		A 甲 0019	22-3-067-25-0017		
		A 甲 0020	22-3-067-25-0018		
		A 甲 0021	22-3-067-25-0019		
				C0001	22-3-067-25-0020
		C0003	22-3-067-25-0021		
		C0004	22-3-067-25-0022		
		C0005	22-3-067-25-0023		
プラスチック成形	射出成形	A 甲 0001	22-3-037-25-0001		
		A 甲 0002	22-3-037-25-0002		
		A 甲 0003	22-3-037-25-0003		
		A 甲 0004	22-3-037-25-0004		
		A 甲 0005	22-3-037-25-0005		
		A 甲 0006	22-3-037-25-0006		
		A 甲 0007	22-3-037-25-0007		
		A 甲 0008	22-3-037-25-0008		
		A 甲 0009	22-3-037-25-0009		
		A 甲 0010	22-3-037-25-0010		
				B0001	22-3-037-25-0011
				C0001	22-3-037-25-0012
		建築大工	大工工事	A 甲 0001	22-3-038-25-0002
A 甲 0003	22-3-038-25-0003				
A 甲 0004	22-3-038-25-0004				
A 甲 0005	22-3-038-25-0005				

		A 甲 0008	22-3-038-25-0006		
		C0001	22-3-038-25-0007		
		C0003	22-3-038-25-0008		
機械・プラント製図	機械製図手書き	A 甲 0001	22-3-052-25-0001		
		A 甲 0002	22-3-052-25-0002		
		A 甲 0003	22-3-052-25-0003		
		A 甲 0004	22-3-052-25-0004		
		A 甲 0006	22-3-052-25-0005		
		A 甲 0007	22-3-052-25-0006		
		A 甲 0008	22-3-052-25-0007		
		A 甲 0010	22-3-052-25-0008		
		A 甲 0013	22-3-052-25-0009		
		A 甲 0014	22-3-052-25-0010		
		A 甲 0015	22-3-052-25-0011		
		A 甲 0016	22-3-052-25-0012		
		A 甲 0017	22-3-052-25-0013		
		A 甲 0019	22-3-052-25-0014		
		A 甲 0022	22-3-052-25-0015		
			機械製図CAD	A 甲 0001	22-3-052-25-0016
				A 甲 0003	22-3-052-25-0017
				A 甲 0004	22-3-052-25-0018
		A 甲 0005		22-3-052-25-0019	
		A 甲 0006		22-3-052-25-0020	
		A 甲 0007		22-3-052-25-0021	
		A 甲 0009		22-3-052-25-0022	
	A 甲 0011	22-3-052-25-0023			
	A 甲 0012	22-3-052-25-0024			
	A 甲 0013	22-3-052-25-0025			
	A 甲 0014	22-3-052-25-0026			
	A 甲 0015	22-3-052-25-0027			
	A 甲 0016	22-3-052-25-0028			
	A 甲 0017	22-3-052-25-0029			
	A 甲 0018	22-3-052-25-0030			
	A 甲 0019	22-3-052-25-0031			
	A 甲 0021	22-3-052-25-0032			
	A 甲 0022	22-3-052-25-0033			
	A 甲 0023	22-3-052-25-0034			
	A 甲 0024	22-3-052-25-0035			
	A 甲 0025	22-3-052-25-0036			
	A 甲 0026	22-3-052-25-0037			
	A 甲 0027	22-3-052-25-0038			
	A 甲 0028	22-3-052-25-0039			
	A 甲 0031	22-3-052-25-0040			
	A 甲 0032	22-3-052-25-0041			
	A 甲 0033	22-3-052-25-0042			
	A 甲 0034	22-3-052-25-0043			
	A 甲 0035	22-3-052-25-0044			
	A 甲 0036	22-3-052-25-0045			

	A 甲 0037	22-3-052-25-0046
	A 甲 0038	22-3-052-25-0047
	A 甲 0039	22-3-052-25-0048
	A 甲 0040	22-3-052-25-0049
	C0002	22-3-052-25-0050
	C0003	22-3-052-25-0051
	C0004	22-3-052-25-0052
	C0006	22-3-052-25-0053
	C0007	22-3-052-25-0054
	C0008	22-3-052-25-0055
	C0009	22-3-052-25-0056
	C0011	22-3-052-25-0057

所有者等を確認することができない農地を利用する権利の設定に関する裁定の公告

農地法(昭和27年法律第229号)第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定に基づき、次のとおり農地を利用する権利(以下「利用権」という。)を設定する裁定をしたので、同法第41条第3項の規定に基づき公告する。

令和5年3月10日

滋賀県知事 三日月 大造

1 農地の所在等

- (1) 所在および地番 犬上郡甲良町大字尼子字位田2681
- (2) 地目 田
- (3) 面積 4,684㎡

2 利用権の内容等

- (1) 内容 賃貸借
- (2) 始期 令和5年3月31日
- (3) 存続期間 5年
- (4) 借賃に相当する補償金の額 234,200円

3 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地 公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金 理事長 中田佳恵 大津市松本一丁目2番20号

4 農地の所有者等の情報 農地の登記名義人が死亡し、その相続人も不明である。

5 補償金の支払の方法 利用権の始期までに大津地方法務局に補償金を供託すること。

6 補償金の還付 農地の所有者等は、大津地方法務局において、補償金の還付を受けることができる。

一般競争入札の公告

令和5年度における県政広報誌折込配布業務の委託契約について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定により公告する。

令和5年3月10日

滋賀県知事 三日月 大造

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名および数量 県政広報誌折込配布業務 一式
- (2) 委託業務の内容等 入札説明書および別紙仕様書による。
- (3) 委託期間 契約締結の日から令和6年3月31日(日)まで
- (4) 納入場所 入札説明書および別紙仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 入札参加者に必要な資格等(令和5年滋賀県告示第79号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。申請は随時受け付けるが、審査および登録までに時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手續に間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314

- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、資格を有するかどうかの審査を受けるための書類の提出は不要である。
- 4 入札執行の日時、場所等
 - (1) 契約条項を示す場所および問合せ先 滋賀県知事公室広報課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3041 電子メール koho@pref.shiga.lg.jp
 - (2) 契約条項を示す期間 令和5年3月10日(金)から令和5年4月12日(水)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の9時から17時まで
 - (3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、滋賀県ホームページにおいて交付する。郵送による交付は行わない。
URL : <https://www.pref.shiga.lg.jp/zigyousya/nyusatsubaikyaku/itaku/329726.html>
 - (4) 入札説明会 行わない。
 - (5) 入札書の提出場所 (1)に示す場所
 - (6) 入札書の受領期間 令和5年4月3日(月)9時から令和5年4月13日(木)正午まで
 - (7) 開札の日時および場所 令和5年4月13日(木)14時 滋賀県大津合同庁舎3階入札室(大津市松本一丁目2番1号)
- 5 入札方法等
 - (1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手續等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定によるものとする。
 - (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (3) 入札書は4(1)に示す場所に、4(6)の入札書受領期間に郵送または持参により提出するものとする。なお、封筒の表に「入札書」と朱書きし、件名を併記しなければならない。また、郵送により提出する場合は、簡易書留郵便で送付しなければならない。
- 6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。
- 7 契約書作成の要否 要
- 8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。
 - (1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札
 - (2) 虚偽の申請を行った者のした入札
- 9 落札者の決定方法 滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- 10 支払条件
 - (1) 前金払 なし
 - (2) 部分払 なし
- 11 契約手續において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨
- 12 その他必要事項
 - (1) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の委任欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。
 - (2) 入札参加者は開札に立ち会うことができる。開札の結果、予定価格の制限の範囲内で入札がないときは、再度の入札を行うことがある。この場合において、入札参加者またはその代理人の全てが立ち会っている場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては速やかに別に定める日時において入札をする。なお、無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。
 - (3) 落札者は、特段の事情がない限り、落札決定の日以後7日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。
 - (4) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手續要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達

苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することがある。

- (5) その他詳細は、入札説明書による。
(6) 当業務は、令和5年度滋賀県予算の成立が契約締結の条件となることから、予算不成立の場合は実施しない。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the services required : Distribution of prefectural newsletters with newspaper, 1 set
(2) Bid submission deadline : 12 : 00, April 13, 2023
(3) For further information, contact : Public Relation Division, Executive Office of the Governor, Shiga Prefectural Government, 4 - 1 - 1 Kyomachi, Otsu-city, Shiga 520-8577 Japan TEL +81-77-528-3041
-

一般競争入札の公告

滋賀県警察本部統合OAシステム機器の借入について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定により公告する。

令和5年3月10日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品名および数量 滋賀県警察本部統合OAシステム機器(搬入設置作業および保守を含む。) 一式
(2) 借入物品の特質等 仕様書による。
(3) 借入期間 令和6年1月1日(月)から令和11年12月31日(月)まで
(4) 借入場所 仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
(2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
(3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
(4) 入札参加者に必要な資格等(令和5年滋賀県告示第79号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のように登録されている者であること。

ア 営業種目 大分類: 役務 中分類: リース・レンタル

イ 地域要件 問わない。

新たに入札参加資格を得ようとする者は、滋賀県物品・役務電子調達システムまたは次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。なお、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手續に間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314

- (5) 借入期間中、借入物品に係る修理、部品の供給等を行う体制が整備されている者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、次の(1)から(3)までに示すとおり必要とする書類を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

- (1) 必要とする書類 入札参加資格確認申請書、技術審査機能証明書および提案機器等一覧
(2) 提出期間 令和5年3月27日(月)午前9時から同年4月7日(金)午後3時まで
(3) 提出場所 滋賀県物品・役務電子調達システムまたは滋賀県警察本部警務部会計課 〒520-8501 大津市打出浜1番10号

4 入札執行の日時、場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先 滋賀県警察本部警務部会計課 〒520-8501 大津市打出浜1番10号 電話 077-522-1231(内線2235)
(2) 契約条項を示す期間 令和5年3月10日(金)から同年5月18日(木)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前9時から午後5時までおよび同月19日(金)の午前9時から午前11時まで
(3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、(1)に示す場所、滋賀県物品・役務電子調達システムまたは郵送により交付する。なお、郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。
(4) 入札説明会 行わない。

- (5) 入札書の受領期限 令和5年5月19日(金)午前11時まで
- (6) 入札書の提出方法
- ア 電子入札による場合 滋賀県物品・役務電子調達システムを利用し、(5)の入札書の受領期限までに入札すること。
- イ 持参による場合 紙の入札書を(5)の入札書の受領期限までに(1)に示す場所に持参すること。
- ウ 郵便による場合 紙の入札書を(5)の入札書の受領期限までに(1)に示す場所に必着させること。なお、書留郵便に限るものとし、この場合の送料は自己負担とする。
- (7) 開札の日時および場所 令和5年5月19日(金)午後1時30分 滋賀県物品・役務電子調達システムによる。

5 入札方法等

- (1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定による。
- (2) 入札金額は、総賃貸借料の総額を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。詳細については入札説明書による。

6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

7 契約書の作成の要否 要

8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は入札を無効とする。

- (1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札

9 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行できると滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

10 支払条件 前金払および部分払は行わない。

11 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

12 その他必要事項

- (1) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。
- (2) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。なお、無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。
- (3) 落札者は、落札決定の日以後7日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。
- (4) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することができる。
- (5) 当該業務に係る予算が議決されることを条件に入札を行うものとし、議決されない場合は、本件入札は中止する。
- (6) その他詳細は入札説明書による。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of products to be rented: Integration OA system, 1 set(Including the carry-installation work and maintenance)
- (2) Deadline for tender: 11:00, May 19, 2023
- (3) For further information, contact: Finance Division, Police Administration Department, Shiga Prefectural Police Headquarters, 1-10 Uchidehama, Otsu-shi, Shiga 520-8501 Japan TEL 077-522-1231(Extension 2235)

県 税 事 務 所 公 告

軽油引取税免税軽油使用者証無効公告

次のとおり軽油引取税の免税軽油使用者証を亡失した旨の届出があったので、亡失の日以後は無効とする。

令和5年3月10日

滋賀県西部県税事務局長 松 宮 正 智

業種	記号・番号	有効期限	免税軽油使用者証に記載された使用者の所在地および氏名(名称)	亡失年月日
農業	滋賀県 第9532495号	令和6.3.31	高島市安曇川町下小川388 川越武士	令和5.2.27

農業農村振興事務所公告

土地改良区役員退任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、早崎内湖土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和5年3月10日

滋賀県湖北農業農村振興事務所長 杉 本 晃

理事および監事の別	氏名	住所
理事	上 田 博	長浜市湖北町海老江368番地

琵琶湖海区漁業調整委員会指示
内水面漁場管理委員会指示

琵琶湖海区漁業調整委員会指示第1号

滋賀県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項および第171条第4項の規定に基づき、次のとおり指示し、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月10日

琵琶湖海区漁業調整委員会会長 谷 口 孝 男
滋賀県内水面漁場管理委員会会長 林 英 志

1 指示の内容

- (1) 持ち出し放流の禁止 琵琶湖海区漁業調整委員会および滋賀県内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、県内の公共の用に供する水面およびこれと接続一体を成す水面からコイを持ち出して他の水面に放流してはならない。
- (2) 放流等の制限 県内の公共の用に供する水面およびこれと接続一体を成す水面へコイを放流する場合は、採捕したコイを採捕した同一水面へ放流する場合を除き、次のことを遵守すること。
ア PCR検査(ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。)によりコイヘルペスウイルスが検出されなかったことが証明されたコイ群でなければ、コイを放流してはならない。
イ 生死を問わず、コイを遺棄してはならない。

2 指示の期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

内水面漁場管理委員会指示

滋賀県内水面漁場管理委員会指示第2号

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項および第171条第4項の規定により、次のとおり指示する。

令和5年3月10日

滋賀県内水面漁場管理委員会会長 林 英 志

次の区域および期間においては、全ての水産動物の採捕をしてはならない。ただし、滋賀県漁業調整規則(令和2年滋賀県規則第103号)第46条第1項の規定により知事の許可を受けた者については、この限りでない。

1 禁止区域

東近江市伊庭町にある瓜生川の目崎橋下流端から天尾橋上流端までの区域
東近江市朧光寺町にある朧光寺川の朧光寺橋下流端から大橋上流端までの区域
近江八幡市安土町にある山本川の西沢橋下流端から松原橋上流端までの区域

2 禁止期間 令和5年4月1日から令和5年5月31日まで

雑

報

環境影響評価書の縦覧公告

滋賀県環境影響評価条例(平成10年滋賀県条例第40号)第19条第2項の規定に基づき、(仮称)鳥居平・松尾工業団地造成事業に係る環境影響評価書を作成し、滋賀県知事および日野町長に送付しましたので、同条例第22条第2項の規定に基づき次のとおり公告し、当該環境影響評価書を縦覧に供します。

令和5年3月10日

- 1 公告する事業者 向茂都市開発株式会社 代表取締役 向春美
- 2 事業者の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地 向茂都市開発株式会社 代表取締役 向春美 東近江市蛇溝町231番地
- 3 対象事業の名称等
 - (1) 名称 (仮称)鳥居平・松尾工業団地造成事業
 - (2) 種類 工場立地法(昭和34年法律第24号)第4条第1項第3号に規定する工業団地の造成事業(滋賀県環境影響評価条例別表第12号)
 - (3) 規模 対象事業実施区域面積 66.05584ヘクタール
- 4 対象事業実施区域 蒲生郡日野町大字鳥居平字篠原1519番 外149筆
- 5 環境影響評価書の縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室(大津市京町四丁目1番1号)
滋賀県東近江環境事務所(東近江市八日市緑町7番23号)
日野町住民課生活環境交通担当(蒲生郡日野町河原一丁目1番地)
向茂都市開発株式会社(東近江市蛇溝町231番地)
なお、向茂都市開発株式会社ホームページ(<https://ms-developer.com>)でも電子縦覧を行っています。
- 6 環境影響評価書の縦覧の期間および時間 令和5年3月10日から令和5年4月10日までの各縦覧場所における執務時間内
- 7 この公告で示した事項に係る問合せ先
事業計画に関する問合せ 向茂都市開発株式会社 電話 0748-20-4330(代) 代表取締役 向春美 有限会社村田設計事務所 電話 0748-57-1139 取締役 村田武史
環境影響評価書に関する問合せ 中村環境カウンセラー事務所 電話 0748-42-6998 中村光伸

